

第 4 8 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和元年 6 月 7 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 令和元年 6 月 7 日、第 4 8 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	河 嶋 重一郎	8 番	竹 本 繁 夫
2 番	松 岡 秀 人	9 番	柴 田 幹 夫
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	山 口 純	1 1 番	高 井 國 年
5 番	小 林 博	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	石 野 光 市	1 3 番	前 川 裕 量
7 番	木 村 いづみ	1 4 番	北 山 孝 彦

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	公 営 企 業 管 理 者	近 藤 博 之
教 育 長	高 寄 十 郎	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
技 監	吉 栖 雅 人	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
総 務 課 長	山 下 健 介	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	ま ち づ く り 課 長	福 永 聡
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造		
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	報告第 5 号 平成 3 0 年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和元年度事業計画について
第 5	報告第 6 号 平成 3 0 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
第 6	報告第 7 号 平成 3 0 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 7	報告第 8 号 平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 8	報告第 9 号 議会の委任による専決処分の報告について（新町大井堰災害復旧工事（1 0 0 1 / 0 2 5 ・ 1 0 0 2 / 0 2 5））
第 9	議案第 3 7 号 福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管

		理者の指定について
第 1 0	議案第 3 8 号	福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について
第 1 1	議案第 3 9 号	福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 4 0 号	福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 4 1 号	福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 4 2 号	福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案第 4 3 号	福崎町下水道条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 4 4 号	福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 4 5 号	令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
第 1 8	議案第 4 6 号	令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 1 9	議案第 4 7 号	工事請負契約について（エルデホール空調設備改修工事）

1. 本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	報告第 5 号	平成 3 0 年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和元年度事業計画について
第 5	報告第 6 号	平成 3 0 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
第 6	報告第 7 号	平成 3 0 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 7	報告第 8 号	平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 8	報告第 9 号	議会の委任による専決処分の報告について（新町大井堰災害復旧工事（1 0 0 1 / 0 2 5 ・ 1 0 0 2 / 0 2 5））
第 9	議案第 3 7 号	福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について
第 1 0	議案第 3 8 号	福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について
第 1 1	議案第 3 9 号	福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 4 0 号	福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 4 1 号	福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 4 2 号	福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案第 4 3 号	福崎町下水道条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 4 4 号	福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 4 5 号	令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
第 1 8	議案第 4 6 号	令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
第 1 9	議案第 4 7 号	工事請負契約について（エルデホール空調設備改修工事）

1. 開会

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第485回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 山々の緑も濃くなり、早苗田の美しい季節となつてまいりました。議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第5号から議案第47号までの報告5件、議案11件の計16件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして本定例会の開会の挨拶といたします。
- ただいまの出席議員数は14名でございます。
- 定足数に達しております。
- よつて、第485回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから、第485回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
- 1番、河嶋重一郎議員
- 8番、竹本繁夫議員
- 以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る5月31日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から6月20日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
- よつて、会期は本日から6月20日までの14日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
- 5月10日の第484回臨時会閉会後、本日までの議会活動について、事務局

に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

5月12日、福崎東中学校グラウンドにおいて、福崎町消防操法大会が行われ、議長ほか議員多数が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。

5月25日、文化センターにおいて、福崎町老人クラブ連合会総会が開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

同じく、5月25日、エルデホールにおいて、福崎町戦没者追悼式が挙行され、議長ほか議員多数が出席し、議長が追悼のことばを述べてまいりました。

5月28日、東京国際フォーラムにおいて、町村議会議長・副議長全国研修会が開催され、議長、副議長が出席しました。

5月29日、ルポール麴町において、兵庫県町議会議長会議長・副議長研修会が開催され、議長、副議長が出席いたしました。

5月30日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会定期総会が開かれ、議長が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査及び定期監査の報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、報告第5号、平成30年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和元年度事業計画についてから、議案第47号、工事請負契約について（エルデホール空調設備改修工事）までの16件を議題といたします。これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆さん、おはようございます。

第485回福崎町議会定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

梅雨入りも間近となり、各所では田植えが始まりました。小学校の校庭では球技大会の地区予選を勝ち抜いたチームが町大会に向け、親子で練習に汗を流しています。

今年も変わらず季節は移ろい、時は過ぎていますが、私にとってこれほど中身の濃い2カ月はありませんでした。4月21日の町長就任後は、その重責を感じつつ、懸命に奮闘しています。町政を任された者として、住民から信頼を得られる町長となるよう決意を新たにしています。

時代は、平成から令和へと移りました。振り返りますと平成の時代は先の大戦の反省を生かし、日本国憲法を遵守し、日本がかかわる戦争がなかった平和な時代でありました。大変うれしいことでもあります。けれども、阪神淡路大震災、東日本大震災などの地震災害や、大型化した台風、ゲリラ豪雨による水害、土砂災害が多かった時代でもありました。令和の時代にあっても戦争のない平和な時代を続けていかなければなりません。また、災害を完全に克服することはできませんが、私たちの知恵と努力で災害に強い減災にすぐれた時代にしていかなければならないと思っています。

第5次総合計画の将来像は、「活力にあふれ風格のある住みよいまち」です。私は、福崎町の進むべき方向がここに集約されていると思っています。「活力にあふれ」は、工業、商業、農業の調和のとれた元気なまちづくりを進めていこう

ということです。

次の「風格のある」町とは、文化力のある町と言いかえることができるかもしれません。私は町にも品格があると思っています。文化水準の高い町、品格のある町を目指していきます。そうすれば、多くの方に福崎町に住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるようになるのではないのでしょうか。そのためにも議会でのご意見や、町民の皆様の声に耳を傾け、町政を推進していきますので、よろしくお願いいたします。

今年も、間もなく出水期を迎えますが、局地的大雨や集中豪雨による河川の増水、土砂崩れ等に万全の態勢で備えるため6月16日には水防訓練を予定しています。風水害以外に、地震、猛暑などの自然災害も侮れません。議員皆様のご理解をいただき、小中学校の普通教室全てに、空調設備が完備されます。今月中には試験運転も終え、快適な環境で学習できるものと喜んでおります。

今議会には、駅前と辻川の観光交流センターの運営について、皆さんに喜んでいただける施設になるよう指定管理者制度の導入について提案しています。これらの施設が、福崎町の活力の源となるよう進めておりますので、多面的な目でご意見をいただければと思っております。

各課からの事業報告です。

総務課につきましては、6月3日に、長年、地域の福祉ボランティアなどの活動をされた2名と2団体の方に、福崎町善意賞のサルビア賞とクロガネモチ賞を贈りました。この賞は、町民の模範として認められる善意の行為があった個人や団体を表彰するもので、受賞者の皆様に感謝申し上げるとともに、今後ますますボランティアの輪が広がることを期待しております。

橋本前町長の急逝による町長選挙を1名の欠員が出た議会議員補欠選挙とあわせて4月21日に執行いたしました。補欠選挙のみの選挙となりましたが、当初予算で見込んでいませんでしたので町長選挙費の予算を流用し、執行させていただきました。選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男子7,453人、女子8,128人、計1万5,581人、前回の3月基準日より53人の減となっています。

企画財政課につきましては、3月定例会で議決をいただきました第5次総合計画後期基本計画の各種資料の取りまとめ、製本・印刷等の事務を進めています。7月中には、議員皆様に配付させていただきます。今年度は、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しを行います。庁舎内の推進会議等において当初計画の検証、次期の目標やアクションプランの改定作業を進めてまいります。

出納室につきましては、5月末日で平成30年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調整を行っています。また、令和元年度の各課の庁用備品の一括見積もりを物品登録業者から徴収いたしました。

税務課につきましては、5月10日、8,990台の軽自動車に対し納税通知書を発送、また、住民税特別徴収納税通知書を5月15日、2,376事業所に発送しました。昨年からの特別徴収義務者の一斉指定を行っていますが、現在のところ特に大きな支障もなく移行しています。町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月14日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月16日に発送すべく準備を進めています。出納閉鎖に向け、電話催告及び夜間徴収を実施しました。また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストをもとに合同徴収対象者リストを作成、今後、計画的に合同徴収を行っていきます。

地域振興課では、3期目を迎えた自立（律）のまちづくり交付金事業は、生活課題解消に向けた取り組みや地域の方の情報共有、誇りに思える村づくりに対す

る取り組みを支援する事業で、31自治会から申請がありました。

消費税の引き上げによる低所得者や子育て世帯への影響を緩和するとともに地域の消費を喚起するため、対象世帯向けのプレミアム付商品券の発行準備を進めています。事業目的に沿った効果が発揮できるよう事業委託する商工会とともに調整を図ってまいります。

住民生活課につきましては、福崎町消防操法大会を5月12日に開催しました。32分団による熱戦が繰り広げられ、小型動力ポンプの部は、庄分団が優勝、準優勝が余田分団、3位が福田分団でした。優勝の庄分団、準優勝の余田分団、自動車ポンプの部として西治分団が、来る6月23日に神河町神崎小学校で開催される神崎郡消防操法大会に福崎町代表として出場します。

健康福祉課につきましては、保健事業について、特定・基本健康診査、がん検診を6月9日から7月22日まで土日を含み13日間実施します。昨年度同様、各世帯に意向調査を兼ねた健診申込書を郵送し、受診率の向上に努めています。多くの方に受診していただき、重症化を予防して健康寿命を延伸し、医療費の抑制につなげていきます。

食育の推進については、神戸医療福祉大学と連携し、親子で運動や食生活の大切さを学んでいただく、運動教室・食育教室も8年目を迎え、5月18日から年間を通して実施します。

地域包括ケアシステム構築の一環として、各自治会を訪問し、地域支え合い会議を開催しています。少子高齢化の進展や、認知症の方の増加対策を各自治会の共通課題とし、地域の介護予防事業の効果的な運営や、そこに潜む個別課題について検討を行います。

農林振興課につきましては、米の作付面積について昨年度から国主導による生産面積の調整はなくなりましたが、農会長や農家の皆さんのご理解とご協力により、342ヘクタールの作付見込みとなりました。

高岡福田地区の県営ほ場整備事業は、工事に着手するとともに次期工区の実施設計を進めます。高岡地区の三谷池県営ため池整備事業は、仮設道路設置工事に着手します。

まちづくり課では、福崎駅周辺整備について4月1日に交通広場を供用開始しました。交流広場は、9月末の完成を目指し、整備工事を進めています。

橋梁補修では、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁架替や補修工事の進捗を図るため、まちづくり技術センターへ支援をお願いしました。

地域公共交通網形成計画に基づくコミュニティバスサルビア号等の充実については、西部工業団地路線の社会実験の実施も含め、健康福祉課と協力して10月1日の改編に向けた準備を進めています。

また、都市計画道路福崎駅田原線の延伸については、道路計画の見直しについて検討を行っており、今後は自治会説明会や兵庫県との調整を図ってまいります。

上下水道課につきましては、水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計について、決算を取りまとめました。今後、監査委員の監査に付して、9月定例会に決算認定を提出します。

水道事業では、老朽化した辻川山配水池のテレメーターの更新及び、昨年度、築造しました工業団地配水池周辺の舗装本復旧工事を実施します。

下水道事業汚水整備では、長目地区コミュニティプラントは、6月1日に公共下水道への切替が完了しました。農業集落排水事業においては、新規事業として、6地区の処理場の長寿命化を図るため、施設の機能診断を実施し、最適整備構想計画の策定に取り組みます。

雨水整備では、駅東雨水幹線整備跡の舗装本復旧工事を、駅前広場供用開始までに完了できるよう進めます。南田原地区の内水対策については、前年度の繰り越し分であります川すそ雨水幹線整備の早期完了に努めます。福田地区の浸水被害を軽減するため、新規事業として直谷第2雨水幹線整備に着手し、詳細設計業務を委託しました。

工業団地整備室では、本年度から福崎町東部工業団地拡張造成を進めています。既に、県土地開発公社に委託し、詳細設計業務に着手しました。

学校教育課では、昨年度策定した福崎町学校施設等長寿命化計画に基づき、福崎小学校北校舎の長寿命化改修実施設計業務を委託し、来年度の工事着手に向けて準備を進めます。

昨年度に引き続き遠野市との友好都市共同宣言による交流事業として、児童が遠野市を訪問して子ども同士の交流を行い、両市町のきずなを深めてまいります。町内小学校6年生を対象に5月末まで遠野市訪問団員を募集し、多くの応募がありました。8月26日から28日の実施に向け、遠野市と調整を図ってまいります。

社会教育課につきましては、第37回福崎町美術展を、5月17日から19日までの3日間開催いたしました。洋画、日本画、書、彫塑工芸、写真の5部門に201作品の応募があり、19日に表彰式をエルデホールで実施いたしました。

子ども会球技大会を6月22日に福崎小学校において開催予定です。

第40回山桃忌を8月3日、4日にエルデホールを会場に実施します。今年は「柳田國男・井上通泰と文学」をテーマに、3日は講演会とシンポジウムを、4日は出雲神楽を上演いたします。

続きまして、今議会提出議案の概要について、ご説明申し上げます。

報告第5号、平成30年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和元年度事業計画については、県内12町で構成する兵庫県町土地開発公社の30年度事業について、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第6号、平成30年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告については、農林水産業費、土木費、教育費、災害復旧費にかかる9事業、8億1,760万円を翌年度へ繰り越したので、報告するものです。

報告第7号、平成30年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、建設改良費に係る水道事業104万2,200円を翌年度へ繰り越したので報告するものです。

報告第8号、平成30年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、建設改良費に係る下水道事業1億3,580万円を翌年度へ繰り越したので報告するものです。

報告第9号、議会の委任による専決処分の報告については、新町大井堰災害復旧工事を8,755万8,840円に変更契約したため報告するものです。

議案第37号、福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について、及び議案第38号、福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定については、各施設の指定管理者に株式会社PAGEを指定するものです。

議案第39号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、老人デイサービスセンターで新たな事業を実施するため、その事業を追加する条例改正で令和元年10月1日から施行するものです。

議案第40号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてから、

議案第44号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでは、消費税法の改正に伴い、各条例を改正するもので、料金等に乗じる値を、100分の108を100分の110に改正し、令和元年10月1日から施行するものです。

議案第45号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第2号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出総額を82億1,730万とするものです。

議案第46号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億10万円とするものです。

議案第47号、工事請負契約については、エルデホール空調設備改修工事について一般競争入札を執行した結果、1億6,252万5,000円で株式会社三冷社神戸支店が落札しましたので、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が5件、条例改正6件、補正予算2件、契約案件1件、その他の案件として2件の全16件となっています。詳細説明は、担当課長が行いますのでよろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 報告第5号 平成30年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和元年度事業計画について

日程第5 報告第6号 平成30年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議長 日程第4、報告第5号、平成30年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和元年度事業計画について、及び日程第5、報告第6号、平成30年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第5号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資しております地方自治法第221条第3項に該当する法人であります。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただくものであります。

それでは、冊子報告書の1ページをお開き願います。

まず、平成30年度における事業概要であります。設立団体からの委託により、公有地取得事業における新たな土地の取得は2ページの上段となります。アの一般事業の1件の受託でありまして、太子町の網干線外道路整備用地取得事業で、執行状況は334平米、2,361万7,000円で、最終買い戻し年度は31年度と設定されております。

一方、土地の処分についてですが、ア、一般事業の市川町1件分でありまして、2ページの下段にお示ししていますように、処分に該当するものは元金相当額があるものとなります。市川町1町1件で、元金1,186万円を償還しまして、平成30年度末土地現在高は太子町1町1件の2,361万7,000円となっております。

3ページをお開きください。

財務の状況を説明させていただきます。まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出における収入は、1 款、事業収益は、1 項の公有地取得事業収益の1 節、一般事業売却収益のみで、市川町1 町1 件分の元金利子相当分で、1, 1 9 3 万 7 6 9 円でありまして、2 項、事務費収益は土地の取得のあった事業費の0. 5 %に当たります1 1 万 8, 0 8 5 円の合計1, 2 0 4 万 8, 8 5 4 円でありまして、2 款、事業外収益は1 項、受取利息、1 節、基本財産利息は、1 2 町からの出資金の利息で2, 3 8 0 円、2 節、預金利息は、それ以外の預金利息で、2, 1 5 4 円の合計4, 5 3 4 円でありまして、収益的収入合計は1, 2 0 5 万 3, 3 8 8 円であります。

4 ページになります。支出であります。1 款、事業原価、1 節、一般土地売却原価で、土地の処分の表にありました市川町1 町1 件分の元金・利子の合計1, 1 9 3 万 7 6 9 円、2 款、販売費及び一般管理費は、1 節、旅費から、6 節、負担金補助及び交付金の合計1 3 万 6, 2 4 4 円となりまして、収益的支出合計は1, 2 0 6 万 7, 0 1 3 円でありまして、この結果、当期純利益はマイナスの1 万 3, 6 2 5 円と、2 年続けての赤字となりました。

5 ページに移りまして、資本的収入及び支出の収入についてですが、1 款、資本的収入、1 項、借入金の1 節、一般土地借入金は、2, 3 6 1 万 7, 0 0 0 円を金融機関から借り入れたものであります。

次に、支出についてですが、1 款、資本的支出の1 項、公有地取得事業費、1 節、一般土地取得費2, 3 6 1 万 7, 0 0 0 円は、用地の地権者様に土地代金として支払いをしたものです。2 項、長期借入金返還金、1 節、一般事業償還金は、2 ページの下表にありました1 町1 件分の元金相当額1, 1 8 6 万円で、資本的支出合計は3, 5 4 7 万 7, 0 0 0 円となっております。

6 ページの借入金の概要ですが、期末残高は太子町1 町1 件分の2, 3 6 1 万 7, 0 0 0 円となっております。

次に、監査の実施状況であります。平成2 9 年度の決算監査は、平成3 0 年4 月1 9 日に行っております。

次に、1 0 ページをお開き願います。

ここからは平成3 0 年度の計算書類をお示ししております。1 0 ページは損益計算書、1 1 ページは貸借対照表、1 2 ページはキャッシュフロー計算書、1 3 ページは財産目録をお示ししております。1 4 ページ、1 5 ページは、それぞれ附属明細書をお示ししております。1 6 ページは、平成3 0 年度の監査報告書でありまして、4 月1 8 日に2 名の監事に監査を受けています。また、次のページからは、令和元年度の事業計画及び資金計画をお示ししております。

1 7 ページをお願いいたします。

上段にあります事業計画につきましては、3 0 年度に引き続き令和元年度もございません。下段の資金計画では、受け入れ資金は2, 3 7 0 万円としております。その内訳ですが、借入金は、受託事業なしのため、ございません。公有地取得事業収益は、太子町1 町からの元金相当額2, 3 6 0 万円、利息分6 万円の合計2, 3 6 6 万円、受取利息は各種預金の2 万円、雑収益、前期支払準備金は、おのおの1 万円であります。支払資金は2, 4 2 8 万円としております。その内訳ですが、公有地取得事業原価は、金融機関への支払いとして、元金相当額2, 3 6 0 万円、利息相当額6 万円の合計2, 3 6 6 万円、一般管理費は、公社の運営経費として5 0 万円、雑損失、次期支払準備金は、科目設定として、それぞれ1 万円、予備費1 0 万円としており、差し引き5 8 万円の赤字としております。

現在のところ、令和元年度で受託しております全ての事業が完了する予定であ

ります。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第6号について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました平成30年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をさせていただきますものであります。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費繰越額は、款、農林水産業費、項、農業費の地籍調査推進事業の850万円から、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業の6,110万円までの9事業で、合計翌年度繰越額は8億1,760万円でありまして、平成30年度3月補正時の繰越明許費予算のうち、既に平成30年度中に執行済みとなった経費などを差し引いたその残額を繰り越しております。

報告第6号の資料に、繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししておりますので、資料をごらんください。

農林水産業費では、地籍調査推進補助事業費の需用費、委託料合わせて850万円を繰り越しております。次に、土木費では、最下段にお示ししておりますが、福崎駅周辺整備事業に係り、2億3,000万円を繰り越しております。教育費では、小学校費、中学校費とも空調設備整備事業の委託料、工事費で、それぞれ2億850万円、9,150万円を繰り越しております。災害復旧費では、新町大井堰の農地農業用施設災害復旧工事費として、6,110万円を繰り越しております。財源内訳としましては、未収入特定財源の国庫支出金は土木費の社会資本整備総合交付金の1億9,177万6,000円、教育費の冷房設備臨時交付金の3,766万1,000円の合計で2億2,943万7,000円。県支出金は、農林水産業費の地籍調査推進事業に係る補助金637万5,000円と農業用施設災害復旧費負担金6,048万9,000円の合計6,686万4,000円であります。地方債は、地籍調査推進事業、福崎駅周辺整備事業単独及び都市再生事業単独を除く各事業に係る4億7,010万円、その他としまして、受益者負担金は農地農業用施設災害復旧事業に係る11万1,000円でありまして、総事業費との差額、一般財源は5,108万8,000円を繰越明許費繰越金として翌年度に繰り越しております。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 報告第7号 平成30年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第7 報告第8号 平成30年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議 長 日程第6、報告第7号、平成30年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第7、報告第8号、平成30年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、この両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第7号、平成30年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、平成30年度水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は款、資本的支出、項、建設改良費で、水道に係る建設改良事業4億5,

562万のうち、104万2,200円です。

繰り越しに至った理由は、右端、説明欄にも記載していますが、他事業との工程調整のため、具体的には駅周辺整備事業の進捗に合わせて水道管を布設するためであります。

なお、繰越予算に係る財源は当年度損益勘定留保資金から全額を予定しています。

繰越事業の箇所及び予定額につきましては、報告第7号資料をごらんください。福崎駅周辺整備事業に伴う配水管布設工事1件でございます。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第8号、平成30年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、平成30年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越ししたため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業2億2,684万5,000円のうち、1億3,580万円です。

繰り越しに至った理由は、右端、説明欄にも記載していますが、工事間の工程調整や関係機関、関係者との協議に時間を要したためであります。

なお、繰越予算に係る財源は国庫補助金6,700万円、企業債6,050万円、当年度損益勘定留保資金830万円を予定しています。

繰越事業の箇所及び予定額につきましては、報告第8号資料をごらんください。

左上に記載のとおり、請負工事3件、設計・施工管理業務委託で2件、未契約分1件の、合わせて6件でございます。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第8 報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について（新町大井堰災害復旧工事（1001/025・1002/025））

議長 日程第8、報告第9号、議会の委任による専決処分の報告について（新町大井堰災害復旧工事（1001/025・1002/025））を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 報告第9号、議会の委任による専決処分の報告は、新町大井堰災害復旧工事についてであります。

令和元年5月17日に株式会社平野組と工事請負の変更契約を締結しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

変更前契約額から424万1,160円を減額し、変更後の契約額を8,755万8,840円としたものです。

報告第9号説明資料1ページをごらんください。右端に工事概要と主な変更の内訳を示しております。説明資料2ページに図面をお示ししていますので、合わせてご参照ください。変更金額につきましては、1番、構造物取壊し工の減による250万円の減。2番、構造物工の減による160万円の減。3番、既設護床ブロック流用増による新設ブロック減による100万円の減。仮設道路工の減による200万円の減。5番、仮締切工二次施工の減による130万円の減。その他、土工の減で、計844万円の減となります。一方、6、水替工の増による420万円の増で、差し引き約420万円の減となりました。工事につきましては、工期限内に完了予定であります。

以上、報告第9号の説明とさせていただきます。

日程第 9 議案第37号 福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について

日程第10 議案第38号 福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について

議 長 日程第9、議案第37号、福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について、及び日程第10、議案第38号、福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定についての両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第37号、福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について、及び議案第38号、福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

両議案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

まず、議案第37号につきましては、駅前観光交流センターと駅前交流広場の指定管理者として、株式会社PAGEを指定しようとするもので、指定期間につきましては、駅前観光交流センターは令和元年7月1日から令和6年3月31日までの4年9カ月間。駅前交流広場は、令和元年10月1日から令和6年3月31日までの4年6カ月間としています。

指定管理者の選定に当たりましては、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づく指定管理者選定委員会を設置しまして、候補者の選定を行っているところです。

選定結果につきましては、議案第37号説明資料の9ページをごらんください。非公募により株式会社PAGEを指定管理者に選定した理由は、一括して管理させることが望ましいと考える駅前観光交流センターと駅前交流広場、辻川観光交流センターや、辻川界限歴史・文化館、大庄屋三木家住宅の主屋を除く部分の4業務につきまして、民間事業者の経営ノウハウを生かせる指定管理者制度による管理、運営が好ましいと位置づけ、地域資源のネットワーク化による観光資源、交流拠点づくりを進めるため、まちの玄関口である駅前地区と歴史・文化の拠点である辻川地区がそれぞれの役割を果たし、連携することで相乗効果を発揮できる4施設一体的な管理、運営が望ましいとしています。

また、これまでの経緯としましては、昨年12月に福崎町文化観光まちづくり協議会の構成員である一般社団法人ノオトと株式会社神戸新聞社が新たなまちづくり会社、株式会社PAGEを設立しており、双方の強みを生かした古民家や文化財の面的な活用と地域のにぎわいづくりに向けた事業展開に期待するところです。また、まちづくり分野において、行政の補完的機能を担い得る団体として、今年1月に株式会社PAGEを都市再生推進法人に指定し、官民連携のまちづくりを推進することとしています。

これらのことから、選定理由といたしまして、株式会社PAGEの構成員は、福崎町文化観光まちづくり協議会の委員として福崎町とともに各施設の利活用方策について検討してきたこと、及び都市再生特別措置法に基づく地域のまちづくりを担う法人として福崎町が指定している都市再生推進法人であること、また、一般社団法人ノオトが古民家や文化財の活用において実績が豊富で、かつ国とともに検討を進める有識者であること、及び株式会社神戸新聞社は情報発信や旅行事業の実績が豊富であることは、公募によらない指定管理者の候補者の選定等を

規定した福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に該当することから、非公募により株式会社PAGEを指定管理者の候補に選定しています。

資料の2ページに戻っていただきまして、事業計画の管理運営の方針として、株式会社PAGEは、柳田國男を形造ったまち「古きを大切に、新しい暮らしを自由に学び、つくるまち」をコンセプトに掲げ、古民家や文化財の面的な活用と地域のにぎわいづくりに取り組んでいくこととしています。また、まちの観光、産業情報を発信し、町民及び来訪者の交流の場としてにぎわいの創出に寄与するとともに、町民の皆様に愛され、多様な人々が交流し、駅前のにぎわいを促進する観光交流センターを目指し、施設の円滑な運営を行うとしています。

続きまして、当施設の効用を増進するための創意工夫につきましては、資料3ページにお示ししておりますが、7ページの施設活用計画図とあわせてごらんください。

情報発信では、観光情報や地域情報、ニュース等をデジタルサイネージにより配信することとしています。また、キッチン・カフェスペースでは、飲み物・軽食の提供や観光客、地元住民が気軽に集い、交流できる空間の創出に努めるとともに、地域開業希望者を対象とした体験場所としても活用を図ります。さらに、物販スペースとして福崎町の産品を使用した商品等の展示、販売により商品の魅力向上とまちのPRに努めます。

2階部分のコワーキングスペースでは、地域でのネットワーク構築や、情報交換、仕事創出につながるコミュニケーションを促進する仕掛けづくりや多様な働き方の提示につなげるとともに、高校生や大学生のための学習スペースとしても活用します。また、2階テラスでは、コワーキングスペースや貸しスペースとして地元住民や地元企業に勤める方たちが気軽に利用できる懇親の場としての活用を図ってまいります。さらに、駅前交流広場と連携したイベントを開催し、にぎわいの創出に努めることとしています。

次に、資料の5ページには、特記すべき事項としまして、余剰金が予想以上となった場合には、イベント企画のための費用など、施設のサービス向上につながる資金として還元することとしています。

続きまして、収支計画書を資料の5ページから6ページにお示ししておりますが、詳細を記した資料の6ページをごらんください。

駅前観光交流センターと駅前交流広場の収入としまして、町が支払います指定管理料のほか、直接事業運営するコワーキングスペースの売り上げに加え、利用者に貸し付けることで生じるキッチン・カフェスペース、物販スペース、駅前広場に係る利用料金を計上しています。支出項目の算出根拠につきましては、指定管理料の積算に用いた人件費や物件費、一般管理費の費用に加え、直営するコワーキングスペースの売上原価を積算しており、収支差し引き合計につきましては、コワーキング利用者の増加に伴い、初年度は10月オープンであることから、約45万円の利益、以降、令和2年度が約100万円、令和5年度には約125万円の利益に増額する計画としています。

続きまして、指定管理をさせる上で締結する協定書としまして、資料の10ページをごらんください。

まず、第1条の目的には、指定管理者として施設の管理を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めると規定しており、第2条、第3条には指定管理させる施設の表示と指定期間を定めています。第4条では、指定期間内に支払う指定管理料の総額、年度ごとの支払い月と支払い額等を定めており、初年度に限り資金

繰り等で町長が必要と認めた場合には、必要額を前払いできることとしています。また、第5条には管理料等の変更、第6条は業務内容、第7条は委託の制限、第8条、第9条には休館日と利用時間、利用料金と飲食料金に係る条例・規則で規定している内容を定めています。第12条では事業報告、第18条では費用負担区分を規定するとともに、第19条では施設及び設備、備品の無償貸与と修繕に係る費用負担は、20万円までは指定管理者が、20万円を超える部分は福崎町が負担することと定めています。また、施設の改修についても福崎町が負担することと規定しています。第20条には、消耗品の購入は指定管理者の負担、第22条には、指定の取り消しや業務停止とその場合の費用負担や指定管理料、違約金について定めているところです。なお、資料13ページに記載しておりますとおり、この協定書は、本議会で議決をいただいた後、本協定とすることとしているものです。

以上、議案第37号に対する提案説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第37号の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は、10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時44分

◇

議長 会議を再開します。

日程第10、議案第38号、福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定についてから、お願いいたします。

地域振興課長 続きまして、議案第38号、福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について、議案第37号で説明させていただきました内容と異なる部分につきまして、ご説明申し上げます。

福崎町辻川観光交流センターの指定管理者として、株式会社PAGEを指定しようとするもので、指定期間につきましては、令和元年7月1日から令和6年3月31日までの4年9カ月間としています。

議案第38号説明資料2ページにお示ししておりますとおり、事業計画書の管理運営を行う上での基本方針につきましては、辻川界隈の玄関口、さらには柳田國男の世界観を体験する玄関口と位置づけ、運営を行うこととしています。また、当施設の効用を増進するための創意工夫につきましては、資料3ページにお示ししておりますが、7ページの施設活用計画図とあわせてごらんください。情報発信につきましては、辻川の魅力と地域情報の発信により、観光客の誘客と回遊性の向上を目指すとともに、妖怪を契機に辻川地区への感心を高め、来訪者の増加につなげることであります。また、イベントの開催として、各種イベントの開催によりにぎわいの創出に努めます。さらに飲食施設の活用として、飲み物・軽食の提供や、地域開業希望者を対象とした体験場所としての活用に加え、調理施設の充実による地元食材を活用した営業展開を目指すこととしています。また、物販施設の活用としまして、地域資源を活用した商品の販売や、開業希望者のテスト販売場所の提供などを計画しております。

続きまして、収支計算書を資料の5ページから6ページにお示ししておりますが、詳細を記した資料の6ページをごらんください。

辻川観光交流センターの収入には、町が支払います指定管理料のほか、利用者に貸し付けることで生じるキッチン・カフェスペース、物販スペースに係る利用

料金を計上しています。支出項目には、指定管理料の積算に用いた人件費や物件費、一般管理費の費用を計上しており、収支差し引き合計につきましては、初年度は10月オープンであることから約25万円の利益、令和2年度以降は約51万円の利益を見込んでいます。

以上、議案第38号に対する提案説明とさせていただきます。

両議案ともご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第11 議案第39号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第11、議案第39号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第39号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第39号資料1ページをお願いいたします。今回の改正は、社会保障制度改革により、平成30年4月1日から介護保険制度や障害者福祉制度における縦割りの支援制度を見直し、包括的に対応できるよう転換しようとするものです。

メリットといたしまして、障がい者が65歳以上になっても使いなれた事業所でサービスを継続的に利用できることや、限られた福祉人材の有効活用を行うという観点から、この共生型サービスが創設されました。福崎町第7期介護保険事業計画及び第5期障がい福祉計画においても共生型サービスの体制整備促進を明記しているところでございます。

資料2ページをお開き願います。

右側の4番の開始の理由でございしますが、現在、町内にはこのサービス利用希望者がおられますが、当該サービスを導入しても報酬単価が低い、また障がい特性の適切な把握やスキル不足などで民間事業所の参入が見込みにくいため、町としては令和元年10月1日から左側表枠内の共生型サービスとなる生活介護事業をなぐさの郷で指定管理者である福崎町社会福祉協議会が実施主体となり、開始できるよう条例の一部を改正しようとするものです。

5番の今後の予定といたしましては、ご承認いただきましたら、8月に事業所の指定申請を行い、必要な研修を受講後、10月の事業開始を予定しております。

資料3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条の改正は、文言の修正を行うものです。第4条の改正は、実施事業について、第1号から第6号までに明記するものです。第5条の改正は、第1号では、介護保険制度における利用者について文言修正を行うものです。

資料4ページをお願いいたします。

第3号では、障害者福祉制度における利用者を追加しております。第8条の改正は通所介護事業は、祝日も営業しているため、改正前の第2号を削除するものです。第9条の改正は、開館時間の変更によるものです。第14条の追加は、利用者の遵守事項については条例で定めるべきものであるため、規則から移行するものです。附則として、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

以上で、議案第39号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第40号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 1 3 議案第 4 1 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4 議案第 4 2 号 福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5 議案第 4 3 号 福崎町下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6 議案第 4 4 号 福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

議 長 日程第 1 2、議案第 4 0 号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてから、日程第 1 6、議案第 4 4 号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。
各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第 4 0 号から議案第 4 4 号は、令和元年 1 0 月 1 日からの消費税の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

では、議案第 4 0 号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第 2 5 条中、料金に係る消費税率を 1 0 0 分の 1 0 8 から 1 0 0 分の 1 1 0 に改めるものです。また、附則 1 項では、施行期日を令和元年 1 0 月 1 日に、2 項、3 項では、経過措置を設けております。

議案第 4 0 号説明資料をごらんください。

新旧対照表となります。その下に参考として、経過措置の具体例をお示ししています。

①は、川西にお住まいの方の場合でございますが、水道料金は 2 カ月に 1 回、偶数月に検針しております。ですので、税率改正後、最初の検針日は 1 0 月 2 0 日となり、消費税率の引き上げられる 1 0 月 1 日より前の消費税率 8 % の期間と、1 日から 2 0 日の料金確定日までの消費税率 1 0 % の期間が存在することとなります。このような混在する期間についての料金は、全額旧税率 8 % を適用し、1 1 月 8 日を調定日としてお支払いいただきます。

②は川東にお住まいの方の場合でございます。税率改正後、最初の検針日が奇数月の 1 1 月 2 0 日となり、施行日前の 8 % の期間と、施行日後の 1 0 月 1 日から 1 1 月 2 0 日までの 1 0 % の期間が存在する場合の料金となりますが、①と同じく全額旧税率 8 % を適用し、1 2 月 5 日を調定日としてお支払いいただきます。

以上、議案第 4 0 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 4 1 号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第 1 8 条中、工業用水道料金に係る消費税率を 1 0 0 分の 1 0 8 から 1 0 0 分の 1 1 0 に改めるものです。また、附則で、施行期日、経過措置を同様に設けております。

議案第 4 1 号説明資料をごらんください。

新旧対照表となります。その下に参考として、経過措置の具体例をお示ししています。工業用水につきましては、検針を毎月行っております。

①の企業の場合は、施行日を数日経過しておりますが、全額旧税率 8 % を適用し、1 0 月 1 0 日を調定日といたします。

以上、議案第 4 1 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 4 2 号、福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

消費税の改正により、第 2 条第 2 項中、1 0 0 分の 1 0 8 から 1 0 0 分の 1 1

0に改めるものです。対象は、水道、工業用水の加入分担金です。

議案第42号説明資料に新旧対照表を添付していますので、後ほどごらんください。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第20条第1項中、使用料に係る消費税率を100分の108から100分の110に改めるものです。また、附則で、施行期日、経過措置を設けております。これらも議案第40号の説明と同じ内容ですので、省略させていただきます。

議案第43号説明資料では、新旧対照表と参考例をお示ししていますので、後ほどごらんください。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第6条第2項中、使用料に係る消費税率を100分の108から100分の110に改めるものです。また、附則で、施行期日、経過措置を同様に設けております。

議案第44号説明資料では、新旧対照表と参考例をお示ししていますので、後ほどごらんください。

以上、議案第44号の説明とさせていただきます。

5議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第17 議案第45号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第17、議案第45号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第45号についてご説明申し上げます。

令和元年度福崎町一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ630万円を追加し、補正後の予算総額を82億1,730万円とするものであります。第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきますので、まず、歳出の7ページ、8ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第45号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第18 議案第46号 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第18、議案第46号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第46号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条では、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度福崎町介護保険事業特別会計予算全体における元号の表示について、令和に統一いたします。第2条では、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億10万円とするものです。内容は、5月の臨時議会におきまして可決いただきました介護保険条例の一部改正によるもので、10月以降の消費税率引き上げによる財源を手当てとして、給付費の5割の公費とは別枠で行う低所得者の保険料軽減強化に伴うものとなります。

議案第46号資料をお願いいたします。

左端、保険料段階の第5段階が保険料基準額となります。下線でお示しをしておりますが、第1段階につきましては、令和元年度保険料年額3万1,200円から2万6,000円、第2段階は4万5,000円から3万9,800円、第3段階は5万2,000円から5万200円となります。右側、今回補正案の第1段階から第3段階までの軽減前と軽減後の差額として、保険料と繰入金それぞれ630万円の補正をお願いするものです。

それでは、議案書の事項別明細書で説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第19 議案第47号 工事請負契約について（エルデホール空調設備改修工事）

議長 日程第19、議案第47号、工事請負契約について（エルデホール空調設備改修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 議案第47号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

今回、提案させていただいておりますのは、去る5月20日に一般競争入札を執行いたしましたエルデホール空調設備改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

契約の相手方は、議案書のとおり、神戸市灘区高德町5丁目5番1号、株式会社三冷社、神戸支店、支店長、大田勝己氏で、契約金額は1億6,252万5,000円です。

議案47号資料1ページをお願いいたします。

右側に入札結果をお示ししております。入札は、一般競争入札により参加者5社で執行いたしました。工期は令和2年3月31日までとしております。

続いて、工事の概要について、ご説明させていただきます。資料1ページ、左側に工事概要をおつけしております。既設の灯油焚き冷温水発生器式の空調設備を全て撤去し、メインホール系統は電気式ヒートポンプチラー式空調機に置きかえるものです。それに伴います配管・制御装置も全て更新いたします。

資料2ページには施設平面図、3ページには施設横断図をおつけし、各室外機、室内機、また、それに伴います配管等をイメージ的にはありますが、図示しております。

工事の工程は、今後、施工者及び管理者と調整しながら決定いたしますが、工事期間中、エルデホールは使用中止といたします。使用中止期間はなるべく短い期間、また、利用が少ない冬場でと考えておりますが、決まり次第ご報告させていただきます。今年度、既にご予約をいただいております利用者様には、

工事が始まれば使用できない旨の承諾書を取り、ご理解を賜っております。

以上、議案第４７号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 以上で本定例会１日目の日程は終わりました。
次の定例会２日目は、６月１０日月曜日、午前９時３０分から再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午前１１時１１分